

菊水区長 様

新十津川町長 熊田 義信
(公印省略)

新十津川町道の交通規制について

道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づき、次のとおり新十津川町道の交通規制を行いますので通知します。

記

1 路線名 菊水団地2号通り

2 規制区間 別図のとおり

3 規制内容 片側交互通行

4 規制期間 令和2年5月16日から令和2年6月15日まで
8時00分から18時00分まで（夜間開放）
土日、祝日の交通規制は原則なし
（ただし、作業進捗により規制する場合があります。）

5 規制理由 住宅新築工事に伴うクレーン車設置のため

6 申請者 旭川市近文町25丁目999-10
(有)井上クレーン
代表取締役 井上 恭担
担当者 井上 恭担
連絡先 0166-55-0790

7 その他 上記期間の内、実施工日数は3日間

〔 担当 建設課土木グループ 佐藤・板倉
電話：0125-76-2139 FAX：0125-76-2785 〕



